

## 一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟 倫理規範

一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟（以下「連盟」という。）の組織運営、各種事業の推進等に関わるすべての関係者は、日々の活動において社会的信用の維持・向上に努め、倫理・コンプライアンスを念頭に置いた行動を実践する。本規範はその具体的な行動等について定める。

### 1. 適用範囲（連盟関係者）

- (1) 連盟の役職員等（理事、監事、職員、各部員、各委員会委員等）
- (2) 連盟の会員（正会員、賛助会員、名誉会員）
- (3) 連盟の委託により連盟の主催する行事に従事する者
- (4) 連盟のA会員およびオープン会員

### 2. 行動の基本原則

- (1) スポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレイの精神に則って行動し、スポーツの健全性、高潔性を保つこと。
- (2) 自身の行動がチアリーディングに携わる人々を代表するものであることを自覚し、常に自らを律し、誠実かつ公正であること。
- (3) 連盟の目的の実現に向け、模範的かつ自発的であること。

### 3. 遵守事項

- (1) 法令等の遵守
  - ・ 日本のみならず世界各国の文化や法令等を尊重し、社会規範や法規範を遵守する。
  - ・ 国際チア連合（ICU）の運営管理規則および規約や諸規程、連盟の定款や諸規程を遵守する。
- (2) 人権尊重と差別の禁止
  - ・ 人権（人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利）を尊重し、いじめなどの人権侵害を行わない。
  - ・ 人種、皮膚の色、民族、種族、性別、国籍、出自、年齢、言語、障がい、性的指向、性自認、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする国家、個人、または集団に対する差別を行わない。
- (3) ハラスメントの禁止
  - ・ セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、暴力、誹謗、中傷、暴言等のさまざまなハラスメントを行わない。
  - ・ ハラスメントを排除する環境作りに努める。
- (4) アンチ・ドーピングの遵守
  - ・ このスポーツの公平性を守るために、世界ドーピング防止機構（WADA）、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の各規則を遵守する。
  - ・ 日頃よりアスリートとしての自覚や責任を持つと同時に、アスリートに求められる競技へ

のクリーン姿勢・フェアプレイ精神に則った行動をする。

- ・ドーピングを排除するよう行動し、また他者に強くない。

(5) 違法薬物や問題飲酒行動等の禁止

- ・健康と安全を脅かす大麻、麻薬、覚せい剤等の違法薬物の譲受、譲渡、所持、使用しない。
- ・風紀を乱す問題飲酒行動、飲酒運転、および未成年者の飲酒・喫煙等を行わない。
- ・違法薬物や問題飲酒行動等を排除するよう行動し、また他者に強くない。

(6) 違法賭博の禁止

- ・違法賭博にあたる行為は行わない。
- ・違法賭博を排除するよう行動し、また他者に強くない。

(7) 地域社会への貢献

- ・社会の発展に向け、チアリーディングを通して国内のみならず国際的にも積極的に地域社会に参画し、友好親善関係を築く。

(8) 反社会的勢力との関係遮断

- ・社会の秩序と安全を脅かす反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度を堅持するとともに一切の関係を持たない。

(9) 情報の厳正な管理、開示と説明責任

- ・業務上またはチアリーディングに関わる活動を通じて知り得た個人情報、機密情報や非公開情報等は、個人や法人、団体の権利を尊重し、厳重に取り扱う。
- ・連盟の活動状況を適時、適切に開示し、透明性の確保に努める。

(10) 適正な経理処理

- ・法令、会計原則、諸規程等に基づき、適正な処理を行う。
- ・金銭等を含む資産の本来の目的以外への流用や不正行為を行わない。
- ・適正でない経理処理を排除するよう行動し、また他者に強くない。

(11) 公正な取引関係の維持

- ・チアリーディングを通じた活動に必要な物品やサービスの調達にあたっては、公正かつ透明度の高い適正な関係を確立し、それを維持する。

(12) 不正な利得の受取行為の禁止

- ・不当な利益供与を目的とした金品の供与、贈答、接待の授受やその疑いのある行為を行わない。
- ・不正な利得の受取行為を排除するよう行動し、また他者に強くない。

(13) 私的利益追求の禁止

- ・それぞれが所属する組織の社会的使命と責任を認識し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用しない。

2020年9月1日

一般社団法人日本スポーツチア&ダンス連盟

(改訂)

2022年4月1日 1.適用範囲（連盟関係者）を変更。